

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	2020年9月期 (2020年9月30日)	2021年9月期 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	121,241	106,332
金銭の信託	3,017	—
有価証券	166,623	245,741
貸出金	1,051,289	1,004,330
外国為替	328	171
リース投資資産	4,197	4,792
その他資産	15,362	13,243
その他の資産	15,362	13,243
有形固定資産	15,305	14,799
無形固定資産	491	416
前払年金費用	3,739	3,951
繰延税金資産	1,761	3,326
支払承諾見返	6,238	6,395
貸倒引当金	△3,623	△5,859
資産の部合計	1,385,972	1,397,640
<b>負債の部</b>		
預金	1,292,144	1,290,096
譲渡性預金	10,008	4,174
コールマネー	—	7,800
借入金	1,900	12,200
外国為替	1	—
その他負債	9,673	10,279
未払法人税等	210	243
資産除去債務	130	131
その他の負債	9,332	9,904
睡眠預金払戻損失引当金	262	154
偶発損失引当金	176	169
再評価に係る繰延税金負債	1,581	1,546
支払承諾	6,238	6,395
負債の部合計	1,321,986	1,332,816
<b>純資産の部</b>		
資本金	22,700	24,200
資本剰余金	29,099	30,599
資本準備金	22,700	24,200
その他資本剰余金	6,399	6,399
利益剰余金	12,887	9,232
その他利益剰余金	12,887	9,232
繰越利益剰余金	12,887	9,232
株主資本合計	64,686	64,031
その他有価証券評価差額金	△4,145	△2,574
土地再評価差額金	3,445	3,367
評価・換算差額等合計	△699	792
純資産の部合計	63,986	64,824
負債及び純資産の部合計	1,385,972	1,397,640

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	2020年9月期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)	2021年9月期 (2021年4月1日から 2021年9月30日まで)
経常収益	10,541	9,235
資金運用収益	8,486	6,822
(うち貸出金利息)	(6,227)	(5,691)
(うち有価証券利息配当金)	(2,227)	(1,096)
役務取引等収益	1,432	1,716
その他業務収益	520	646
その他経常収益	101	49
経常費用	9,971	7,839
資金調達費用	97	65
(うち預金利息)	(99)	(65)
役務取引等費用	852	799
その他業務費用	1,711	544
営業経費	6,520	6,194
その他経常費用	790	234
経常利益	569	1,396
特別利益	—	4
特別損失	0	2
税引前中間純利益	569	1,397
法人税、住民税及び事業税	91	165
法人税等調整額	1,003	248
法人税等合計	1,094	414
中間純利益 (又は中間純損失 (△))	△525	983

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

## 中間株主資本等変動計算書

2020年9月期（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	22,700	22,700	6,399	29,099	13,601	13,601	65,400
当中間期変動額							
剰余金の配当					△188	△188	△188
中間純損失（△）					△525	△525	△525
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△714	△714	△714
当中間期末残高	22,700	22,700	6,399	29,099	12,887	12,887	64,686

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,470	3,445	974	66,375
当中間期変動額				
剰余金の配当				△188
中間純損失（△）				△525
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,674	—	△1,674	△1,674
当中間期変動額合計	△1,674	—	△1,674	△2,388
当中間期末残高	△4,145	3,445	△699	63,986

2021年9月期（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	24,200	24,200	6,399	30,599	8,415	8,415	63,214
当中間期変動額							
剰余金の配当					△200	△200	△200
中間純利益					983	983	983
土地再評価差額金取崩額					33	33	33
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	—	816	816	816
当中間期末残高	24,200	24,200	6,399	30,599	9,232	9,232	64,031

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,820	3,401	1,580	64,795
当中間期変動額				
剰余金の配当				△200
中間純利益				983
土地再評価差額金取崩額				33
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△754	△33	△788	△788
当中間期変動額合計	△754	△33	△788	28
当中間期末残高	△2,574	3,367	792	64,824

# 中間財務諸表

Kirayaka Bank

## 注記事項 (2021年9月期)

### 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 15年～50年  
その他 3年～6年  
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 繰延資産の処理方法  
株式交付費は、3年間の均等償却を行っております。  
なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これを将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,052百万円であります。
- (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付決定方式によるものであります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理
- (3) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (4) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- 重要な収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によるものであります。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- ヘッジ会計の方法  
(1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間中にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税等の会計処理  
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約損及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

### 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）  
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、役員取引等収益に係る契約のうち履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについて、従来は契約開始時に一時点で収益を認識しておりましたが、履行義務を充足するにつれて収益を認識する方法に変更しております。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

### 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見直し）  
当中間会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う貸倒引当金の追加計上に用いた仮定については、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う経済活動の停滞は当事業年度にわたり続くものと仮定し、貸倒引当金の見積りに反映しております。具体的には、今後の事業へ一定の影響があるものとした一部の債務者に係る債権について予想損失率に修正を加えて、貸倒引当金の追加計上を行っております。  
なお、個別債務者の業績変化又は新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済への影響の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、当中間会計期間後の財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 中間貸借対照表関係

1. 関係会社の株式総額 4,088百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は820百万円、延滞債権額は17,865百万円でありまして、  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未回収貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,582百万円でありまして、  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,268百万円でありまして、  
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,431百万円でありまして、  
担保に供している資産は次のとおりであります。

現金預け金	8百万円
有価証券	31,961百万円
担保資産に対応する債務	
預金	316百万円
コールマネー	7,800百万円
借入金	12,200百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券2,110百万円を差入れております。  
また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円、保証金430百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,422百万円でありまして、このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が166,422百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている行内手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	4,074百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,875百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は15,413百万円でありまして、

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

### 中間損益計算書関係

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益 8 百万円及び株式等売却益 6 百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却 1 百万円及び貸倒引当金繰入額 67 百万円及び株式等償却 4 百万円を含んでおります。

### 中間株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

### 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注1）	3,168百万円
貸倒引当金	1,862
退職給付引当金	413
減価償却	137
その他有価証券評価差額金	1,169
その他	1,003
繰延税金資産小計	7,754
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	△1,527
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,897
評価性引当額小計	△3,425
繰延税金資産合計	4,329
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	10
前払年金費用	992
繰延税金負債合計	1,003
繰延税金資産の純額	3,326百万円

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間（2021年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 6年以内 (百万円)
税務上の繰越欠損金 （※1）	213	390	296	937	-	392
評価性引当額	△142	△175	-	△534	-	-
繰延税金資産	70	214	296	402	-	392

	6年超 7年以内 (百万円)	7年超 8年以内 (百万円)	8年超 9年以内 (百万円)	9年超 10年以内 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 （※1）	-	-	-	938	3,168
評価性引当額	-	-	-	△674	△1,527
繰延税金資産	-	-	-	263	(※2) 1,640

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

### 1株当たり情報

1株当たりの純資産額	215円47銭
1株当たりの中間純利益金額	5円29銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	1円89銭

### 重要な後発事象

該当事項はありません。